

教 生 学 第 767 号

平成 28 年 11 月 14 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）
様

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 川 端 雄 一

児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」増加に伴う広報・啓発について（通知）

このことについて、文部科学省生涯学習政策局青少年教育課及び情報教育課から、別添写しのとおり周知依頼がありましたので通知します。

児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」にあった児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、道内においても、友人に強要され自分の裸体の写真を送信したところ、その画像が SNS 上で拡散され、当該生徒が学校に登校できない状況となった事案や、極度の心的苦痛から長期にわたる心のケアが必要な状況となった事案が発生するなど、決して予断を許さない状況にあります。

つきましては、別紙資料の内容を十分御了知いただき、児童生徒が「自画撮り被害」に遭わないよう指導願います。

（生徒指導・学校安全グループ）



事務連絡
平成28年11月9日

各都道府県教育委員会 主管課
各指定都市教育委員会 主管課
各都道府県私立学校 主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局 主管課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局 主管課
高等専門学校を置く公立大学法人事務局 主管課
高等専門学校を置く学校法人事務局 主管課
高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の 主管課
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課

御中

文部科学省生涯学習政策局青少年教育課
文部科学省生涯学習政策局情報教育課

児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」増加に伴う広報・啓発について（周知依頼）

このたび、警察庁生活安全局少年課より、標記について別紙のとおり広報・啓発の依頼がきておりますので、貴課におかれては、この内容を十分御了知くださるようお願いいたします。

併せて、都道府県教育委員会、都道府県及び高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の主管課におかれては、それぞれその域内の市区町村、市区町村教育委員会、学校（専修学校（高等課程・一般課程）及び各種学校を含む。）及び学校設置会社に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構、管下に附属学校を置く各国立大学におかれては、管下の学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校（高等課程・一般課程）に対し、御周知くださるようお願いいたします。

なお、本件については、内閣府より都道府県等青少年行政主管課室宛て、警察庁より都道府県警察宛てにそれぞれ発出していること申し添えます。

<添付資料>

平成28年11月 警察庁生活安全局少年課作成資料（別紙）

児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」が増加しています。中学生、高校生等が「自画撮り被害」に遭わないように広報・啓発をお願いします。

【警察庁 HP】 https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/index.html

【本件連絡先】

文部科学省生涯学習政策局青少年教育課推進係
電話 03-5253-4111 (2966)

児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」が増加しています。 中学生、高校生等が「自画撮り被害」に遭わないように 広報・啓発をお願いします。

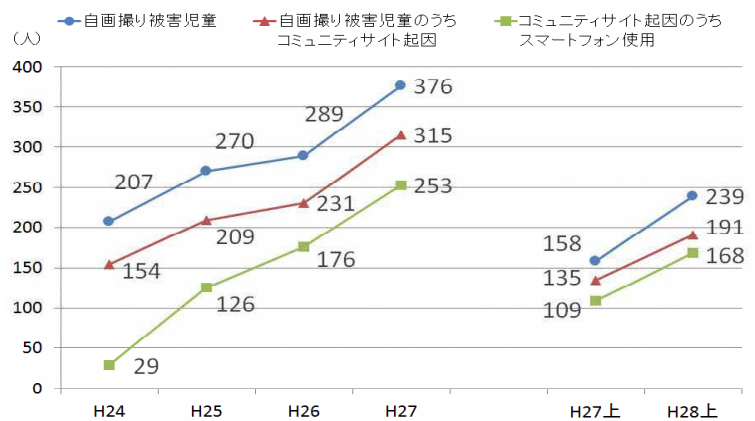
※「自画撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害をいいます。

自画撮り被害が増加

平成27年中に児童ポルノ事犯の自画撮り被害に遭った児童は376人であり、平成24年(207人)から毎年増加しています。平成28年上半期においても、239人と前年同期と比べ81人(51.3%)増加しています。

また、自画撮り被害は、コミュニティサイト(※)に起因するものが約8割を占めています。

自画撮り被害に遭った児童の推移



(※) SNS、プロフィールサイト等、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイト等のうち、出会い系サイトを除いたものの総称。

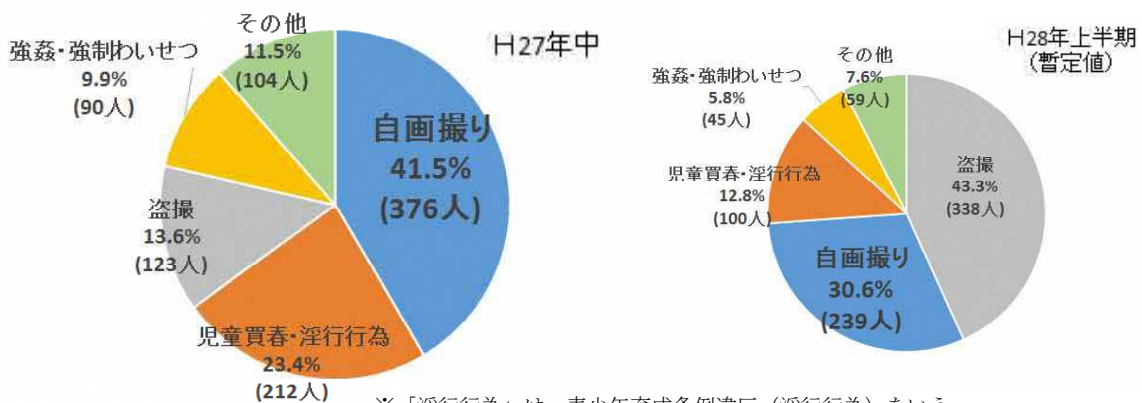
被害児童の約4割が自画撮りの被害

被害態様別では、児童ポルノ事犯の被害児童の約4割が自画撮りの被害児童です(※)。

(※) 平成27年:41.5%、平成26年:38.7%、平成25年:41.8%、平成24年:39.0%

なお、平成28年上半期に盗撮の割合が増加したのは、同一機会に多数の児童が被害に遭った盗撮事件を検挙したためです。

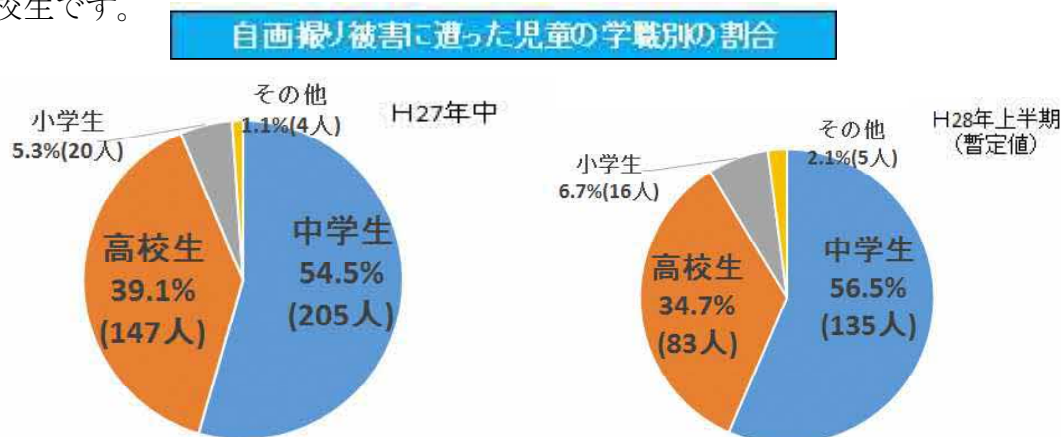
児童ポルノの被害態様別(製造手段別の割合)



※「淫行行為」は、青少年育成条例違反(淫行行為)をいう。

自画撮りの被害児童の半数以上が中学生

学職別では、平成27年中における自画撮りの被害児童の54.5%が中学生であり、39.1%が高校生です。平成28年上半期における自画撮りの被害児童の56.5%が中学生であり、34.7%が高校生です。



中学生、高校生、保護者等に対し、自画撮り被害防止のための広報・啓発をお願いします。

児童ポルノ事犯の自画撮り被害に遭わないようにするため、中学生、高校生やその保護者等に対し、

- 自分の裸をスマートフォン等で撮影してはならないこと。
- 交際相手、友達等の信用している相手であっても、自分の裸の写真を送ってはいけないこと。とりわけ、面識のない者（SNSの相手等）に対しては、絶対に写真を送ってはいけないこと。
- デジタル写真は、コピーが容易であり、一たび写真がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての写真を削除することは非常に困難になること。
- 軽い気持ちで裸の写真を送ってしまうと、取り返しのつかない危険（被害）が生じてしまうおそれがあること。

等の広報・啓発をお願いします。また、

- 友達等に裸の写真を送るよう求めたり、友達等の裸の写真を送ったりするほか、友達等の裸の写真をスマートフォンに保存した場合には、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の被疑者として検挙・補導されてしまうおそれがあること。

についても、広報・啓発をお願いします。

-
- ネット利用に関するトラブルや犯罪被害を始め、非行、家出、いじめ等の少年問題に関する相談は、都道府県警察の少年相談窓口又は警察署へ / 検索 [警察少年相談窓口](#)
 - 警察庁ホームページ 「NO!! 児童ポルノ」 / 検索 [NO!!児童ポルノ](#)
 - インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発DVD（警察庁：DVD）
 - ※ DVDは、都道府県警察本部、少年サポートセンター、警察署で貸出し（コピー可）をしていますので、お問い合わせください。